

## 社会保険の改正のお知らせ

### ～厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がります～

平成28年10月1日から、従業員501人以上の企業で、週20時間以上働く方は、加入対象となります。

#### 社会保険の適用拡大

現在は一般的に週30時間以上働く方が健康保険・厚生年金保険の加入の対象です。

**平成28年10月1日**からは、パート等の週20時間以上働く方等にも対象が広がります。

被保険者となるかどうかは、就業規則や、雇用契約書等で定められた所定労働時間や所定労働日数に即して判断を行うこととなります。

#### <改正の内容>

#### 新たに健康保険・厚生年金保険の被保険者となる者

- 1週の所定労働時間が20時間以上であること
- 雇用期間が継続して1年以上見込まれること
- 月額賃金が88,000円以上であること。
- 常時500人を超える被保険者を使用する企業に勤めていること
- 学生でないこと

上記の要件を全て満たす方については新たに加入対象となります。

※ 社会保険の被扶養者（第3号被保険者）かどうかを判断する年収130万円の基準に変更はありませんが、年収130万円未満であっても、上記の加入要件に当てはまる方は、被扶養者とはならず、自身で厚生年金保険・健康保険に加入することとなります。

#### <適用時期>

この改正は、平成28年10月1日から適用されます。